

大分県報

令和三年
号外（一五）
三月三十日

（火曜日）

目次

条 例

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正	一
職員の給与に関する条例の一部改正	一
職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正	一
大分県使用料及び手数料条例の一部改正	二
大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正	二
指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正	四
指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正	五
特定非営利活動促進法施行条例等の一部改正	二五
食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例等の一部改正等	四三
大分県病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例の一部改正	四四
大分県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正	五三
大分県道路路占用料徴収条例の一部改正	五四
大分県道路占用料等の徴収に関する条例の一部改正	五四
河川の流水占用料等の徴収に関する条例の一部改正	五七
大分県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部改正	五八
学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正	五八

○条 例

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和三年三月三十日

大分県条例第二号

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第一条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年大分県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別記中「且つ」を「かつ」に改め、「印」を削る。

（警察の職務を行う職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第二条 警察の職務を行う職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十九年大分県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記中「且つ」を「かつ」に、「当る」を「当たる」に改め、「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第三号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第七の2の表の4級の項中「警門研究員」の次に「、上席主幹研究員又は上席主幹学術員」を加え、別表第七の3の表の4級の項中「警事課」を「警務課又は警事課」に改め、別表第七の6の表の9級の項中「警事課又は警務課」を「警務課又は警事課」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第七の6の表の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四号

大分県報号外（条例）

職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年大分県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第九項（同項の前の見出しを含まないものとする。）及び第十項を次のように改める。

9 職員が次に掲げる作業に従事したときは、第四条の規定にかかわらず、第二条第二号の手当を支給する。

- 一 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体を保有している者であつてその症状を呈していないもの（以下「患者等」という。）が宿泊する施設の内部その他の知事が定める区域における新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて、知事が定めるもの
- 二 新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業（前号に掲げるものを除く。）のうち、患者等若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある者に接して行うもの又はこれに準ずる作業であつて、知事が定めるもの

10 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、三千円とする。ただし、前項第一号の作業であつて患者等の身体に接触して、若しくは患者等に長時間にわたり接して行うものその他知事がこれに準ずると認める作業に従事した場合又は同項第二号の作業であつて患者等若しくは新型コロナウイルス感染症の疑いのある者の身体に接触して行うものに長時間にわたり従事した場合にあつては、四千円とする。

附則に次の一項を加える。

11 同一の日において、附則第九項各号の作業に従事した場合は、同項第二号の作業に係る手当は支給しない。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和二年二月一日から適用する。

（給与の内払）

2 職員が改正前の職員の特殊勤務手当支給条例の規定に基づいて令和二年二月一日からこ

の条例の施行の日の前日までの分として支給を受けた特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第五号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三の業務関係事務の項中

薬局開設許可更新申請手数料	一件	一一、〇〇〇円
---------------	----	---------

を

薬局開設許可更新申請手数料	一件	一一、〇〇〇円
地域連携薬局認定申請手数料	一件	一一、〇〇〇円
地域連携薬局認定更新申請手数料	一件	一一、〇〇〇円
専門医療機関連携薬局認定申請手数料	一件	一一、〇〇〇円
専門医療機関連携薬局認定	一件	一一、〇〇〇円

に、「薬局開

更新申請手数料

設、販売業、貸与業許可証書換え交付申請手数料」を「薬局開設許可証、地域連携薬局等認定証又は販売業若しくは貸与業許可証書換え交付申請手数料」に、「薬局開設、販売業、貸与業許可証再交付申請手数料」を「薬局開設許可証、地域連携薬局等認定証又は販売業若しくは貸与業許可証再交付申請手数料」に改め、同表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務の項中

三〇〇平方メートル以上 二、〇〇〇平方メートル未満	一件	三三五、〇〇〇円 (当該計画がモデル建築物による基準に適合するものとして申請された場合にあつては一三三、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては二五、四〇〇円)
三〇〇平方メートル以上 一、〇〇〇平方メートル未満	一件	二六二、〇〇〇円 (当該計画がモデル建築物による基準に適合するものとして申請された場合にあつては一〇二、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては一六、〇〇〇円)
一、〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満	一件	三三五、〇〇〇円 (当該計画がモデル建築物による基準に適合するものとして申請された場合にあつては一三三、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては二五、四〇〇円)

を

に、

三〇〇平方メートル以上 二、〇〇〇平方メートル未満	一件	三三五、〇〇〇円 (当該建築物がモデル建築物による基準に適合するものとして申請された場合にあつては一三三、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては二五、四〇〇円)
------------------------------	----	---

を

三〇〇平方メートル以上 一、〇〇〇平方メートル未満	一件	二六二、〇〇〇円 (当該建築物がモデル建築物による基準に適合するものとして申請された場合にあつては一〇二、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては一六、〇〇〇円)
------------------------------	----	---

に、

一、〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満	一件	三三五、〇〇〇円 (当該建築物がモデル建築物による基準に適合するものとして申請された場合にあつては一三三、〇〇〇円、適合証の提出がある場合にあつては二五、四〇〇円)
----------------------------	----	---

二、〇〇〇平方メートル未満	一件	三三五、〇〇〇円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建築物による基準に適合するものとして提出された場合にあつては一三三、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向
---------------	----	--

を

	<p>上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては二五、四〇〇円)</p>
<p>三〇〇平方メートル未満</p>	<p>二〇八、〇〇〇円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建築物による基準に適合するものとして提出された場合にあつては七九、九〇〇円、当該建築物が法第三十五条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては九、五五〇円)</p>
<p>三〇〇平方メートル以上 一、〇〇〇平方メートル未満</p>	<p>二六二、〇〇〇円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建築物による基準に適合するものとして提出された場合にあつては一〇二、〇〇〇円、当該建築物が法第三十五条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては一六、〇〇〇円)</p>
	<p>三三五、〇〇〇円 (建築物エネルギー消費性能確保計画がモデル建築物による基準に適合するものとして提出された</p>
<p>に、 「二二六、〇〇〇</p>	
<p>一、〇〇〇平方メートル以上二、〇〇〇平方メートル未満</p> <p>一件</p> <p>場合にあつては一三三、〇〇〇円、当該建築物が法第三十五条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物である場合にあつては二五、四〇〇円)</p>	<p>円、当該建築物が法第三十条第一項を「二一六、〇〇〇円、当該建築物が法第三十五条第一項」に、「二八一、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項」を「二八一、〇〇〇円、当該建築物が法第三十五条第一項」に、「三三八、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項」を「三三八、〇〇〇円、当該建築物が法第三十五条第一項」に、「三九六、〇〇〇円、当該建築物が法第三十条第一項」を「三九六、〇〇〇円、当該建築物が法第三十五条第一項」に改め、同項の備考の欄中「第二十九条第三項」を「第三十条第一項」に、「第三十条第一項」を「第三十条第二項」を「第三十条第二項」に改める。</p> <p>附則</p> <p>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 別表第三の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務の項の改正規定 令和三年四月一日</p> <p>二 別表第三の薬務関係事務の項の改正規定(地域連携薬局認定申請手数料及び専門医療機関連携薬局認定申請手数料に係る部分に限る。) 令和三年六月一日</p> <p>三 別表第三の薬務関係事務の項の改正規定(前号に掲げるものを除く。) 令和三年八月一日</p> <p>大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和三年三月三十日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>大分県条例第六号</p> <p>大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>第一条 大分県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年大分県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。</p>

別表第二の一の項の事務の欄の第一号5中(61)を(63)とし、(1)から(60)までを(3)から(62)までとし、(3)の前に次のように加える。

(1) 地域連携薬局認定申請手数料

(2) 専門医療機関連携薬局認定申請手数料

第二条 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項の事務の欄の第一号5中(63)を(65)とし、(16)から(62)までを(18)から(64)までとし、(15)を次のように改める。

(15) 地域連携薬局等認定証又は販売業許可証再交付申請手数料

別表第二の一の項の事務の欄の第一号5(15)を同号5(17)とし、同号5(14)を次のように改める。

(14) 地域連携薬局等認定証又は販売業許可証書換え交付申請手数料

別表第二の一の項の事務の欄の第一号5(14)を同号5(16)とし、同号5中(13)を(15)とし、(3)から(12)までを(5)から(14)までとし、(2)を(3)とし、その次に次のように加える。

(4) 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料

別表第二の一の項の事務の欄の第一号5(1)の次に次のように加える。

(2) 地域連携薬局認定更新申請手数料

別表第二の十五の項の事務の欄の第一号中(37)を(41)とし、(22)から(36)までを(26)から(40)までとし、(21)を(23)とし、その次に次のように加える。

(24) 施行令第二条の八第一項

(25) 施行令第二条の九第一項

別表第二の十五の項の事務の欄の第一号中(20)を(22)とし、(19)を(21)とし、(18)を(20)とし、同号(17)中「第四項」を「第六項」に改め、同号(17)を同号(19)とし、同号(16)中「第三項及び第五項」を「第四項及び第七項」に改め、同号(16)を同号(18)とし、同号(15)を同号(17)とし、同号(14)中「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改め、同号(14)を同号(16)とし、同号中(13)を(15)とし、(10)から(12)までを(12)から(14)までとし、同号(9)中「第二十三条の三十四第三項」を「第二十三条の三十四第五項」に改め、同号(9)を同号(11)とし、同号(8)中「第三項及び第六項」を「第四項及び第八項」に改め、同号(8)を同号(10)とし、同号(7)中「第二十三条の二十」を「第二十三条の二十第一項及び第四項」に改め、同号(7)を同号(9)とし、同号(6)を同号(8)とし、同号(5)中「第二十三条の二」を「第二十三条の二第一項及び第四項」に改め、同号(5)を同号(7)とし、同号(4)中「第十三項」を「第十五項」に改め、同号(4)を同号(6)とし、同号(3)中「第三項及び第六項」を「第四項及び第八項」に改め、同号(3)を同号(5)とし、同号(2)中「第十二条」を「第十二条第一項及び第四項」に改め、同号(2)

を同号(4)とし、同号(1)中「第七条第三項ただし書(法第十七条第四項、第二十三条の二の十四第六項、第二十三条の三十四第四項)」を「第七条第四項ただし書(法第十七条第八項、第二十三条の二の十四第十三項、第二十三条の三十四第八項)」に改め、同号(1)を同号(3)とし、その前に次のように加える。

(1) 法第六条の二第一項及び第四項

(2) 法第六条の三第一項及び第五項

別表第二の十五の項の事務の欄の第二号(2)中「第十四条第十四項」を「第十四条第十六項」に改め、同号中(27)を(30)とし、(26)を(29)とし、同号(25)中「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、同号(25)を同号(28)とし、同号中(24)を(27)とし、(23)を(25)とし、その次に次のように加える。

(26) 施行規則第十六条の三第一項及び第三項

別表第二の十五の項の事務の欄の第二号中(22)を(24)とし、(10)から(21)までを(12)から(23)までとし、(9)の次に次のように加える。

(10) 施行令第二条の九第三項

(11) 施行令第二条の十

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、令和三年六月一日から施行する。

(準備行為)

2 第二条の規定による改正後の大分県の事務処理の特例に関する条例別表第二の十五の項に規定する事務(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第六条の二第一項及び第六条の三第一項に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日前においても、大分市が処理することとする。

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第七号

指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百七十八条」の下に「第二百七十九条」を加える。

第四条第三項中「行わなければ」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三十二条に次の一項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十二条の二 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十三条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十四条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対して指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十八条中「第二十条」を「第二十条第一項」に改める。

第五十八条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十八条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によつて指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第六十条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「第三十三条」を「第三十三条第二項」に改める。

第六十四条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改め、「第三十八条(第五項及び第六項を除く。)、第三十九条」を削り、「第四十一条まで」の下に「(第三十八条第五項及び第六項を除く。)」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に、「第三十三条」を「第三十三条第二項」に改める。

第九十六条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、第九十一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。第九十九条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九十九条に次の一項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第九十九条第四項を次のように改める。

4 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における利用者等の安全確保のための協力的体制を確立するよう努めなければならない。

第一百二十二条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第一百二十二条の二を第一百二十二条の三とし、第一百二十二条の次に次の一条を加える。

（地域との連携等）

第一百二十二条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たつては、地域住民との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第一百十四条中「第二十八条、」の下に「第三十二条の二、」を加え、「から第三十九条まで」を「、第三十八条、第四十条の二」に改め、「第八十条」と、「」の下に「同条、第

二十八条、第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中」を加え、「、第二十八条及び第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第一百十六条中「第二十八条、」の下に「第三十二条の二、」を加え、「から第三十九条まで」を「、第三十八条、第四十条の二」に、「第九条第一項」を「第九条」に、「第三十四条」を「第三十四条第一項」に、「及び第三十四条」を「、第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項」に、「及び第九十九条第三項」を「並びに第九十九条第三項及び第四項」に改める。

第一百三十六条中「第二十八条、」の下に「第三十二条の二、」を加え、「第三十九条」を「第四十条の二」に改め、「第八十条」と、「」の下に「同条、第二十八条、第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に改め、「、第二十八条及び第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第一百四十三条第二項中「者は、」の下に「当該」を加える。

第一百四十五条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第一百四十七条中「第二十八条」の下に「、第三十二条の二」を、「第九十九条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第一百四十九条第五項中「並びに」を「及び」に、「及び」を「又は」に改め、「一人」の下に「以上」を加え、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、看護職員を配置しなかつた場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第一百五十二条第四項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）」を「併設本体施設」に改める。

第一百六十九条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「（第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中」に改め、「第九十九条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第一百七十二条第六項第二号中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則とし

ておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同項第三号後段を削る。

第百八十条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百八十条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百八十二条の三中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「（第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第三十四条第一項中」に、「共生型短期入所生活介護従業者」という。）を「同項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第百九条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百八十九条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「第三十八条（第五項及び第六項を除く。）」第三十九条から第四十一条までを「から第四十一条まで（第三十八条第五項及び第六項並びに第三十九条第二項を除く。）」に、「第百四十八条」を「及び第百四十八条」に、「第二十條中」を「第二十条第一項中」に、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中」に改め、「第百九条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第二百五条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「（第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中」に改め、「第百九条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第二百五条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百五条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百三十四条第四項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百三十四条に次の一項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百三十八条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第三十七条」の下に「、第三十八条、第四十条」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項及び第三十四条第一項中」に改める。

第二百四十九条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「（第三十九条第二項を除く。）」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十四条第一項中」に改める。

第二百六十一条に次の一項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第二百六十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具

貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百六十四条中「第二十七条」の下に、「第三十二条の二」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に改め、「第二百五十八条」と、「」の下に「同条及び第三十二条の二第二項中」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に改め、「サービス利用」との下に、「同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十六条中「第二十七条」の下に、「第三十二条の二」を加え、「第三十八条（第五項及び第六項を除く。）」、「第三十九条から第四十一条まで」を「から第四十一条まで（第三十八条第五項及び第六項を除く。）」に、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に、「第四節」を「前節」に改め、「第二百五十八条」と、「」の下に「同条及び第三十二条の二第二項中」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に改め、「サービスの利用」との下に、「同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百七十七条中「第二十七条」の下に、「第三十二条の二」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に改め、「第二百五十八条」と、「」の下に「同条及び第三十二条の二第二項中」を、「サービス利用」と」の下に、「同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百七十八条を第二百七十九条とし、第十四章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第二百七十八条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第十二条第一項（第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第十四条、第一百六条、第三十六条、第四十七条、第六十九条（第八十二条において準用する場合を含む。）、第八十二条の三、第八十九条、第二百五条（第二十七條において準用する場合を含む。）、第二三十八條、第二四十九條、第二百六十四條、第二百六十六条及び第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二百五条第一項（第二四十九條において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方

式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

（指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第二条 指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百六十八条」の下に「・第二百六十九条」を加える。

第四条第三項中「行わなければ」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五十六条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護事業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十六条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十六条の二の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第五十六条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十六条の九の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合は、当該建物に居住する利用者以外者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第五十六条の十の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第五十六条の十の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第六十四条中「第五十六条の四」を「第五十六条の四第一項」に改める。

第七十四条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第七十四条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十六条中「第五十六条の二」を「第五十六条の二の二」に、「第五十六条の四」を「第五十六条の四第一項」に改める。

第八十六条中「第五十六条の二」を「第五十六条の二の二」に、「及び第七十条」を「第七十条及び第七十四条の二」に、「第五十六条の四」を「第五十六条の四第一項」に改め、「設備及び備品等」との下に「第七十四条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」とを加える。

第九十五条中「第五十六条の二」を「第五十六条の二の二」に、「及び第七十条」を「第七十条及び第七十四条の二」に、「第五十六条の四」を「第五十六条の四第一項」に改め、「設備及び備品等」との下に「第七十四条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」とを加える。

第九十七条第二項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同条に次の一項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、第八十九条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、規則で定めるところによる。

第二百二十二条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百二十二条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテ

ーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百二十二条の四第四項を次のように改める。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第百二十三条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第百二十五条中「第五十三条の三」の下に、「第五十六条の二の二」を加え、「第五十六条の四」を「第五十六条の四第一項中」に改める。

第百三十一条第五項中「並びに」を「及び」に、「又は」を「又は」に改め、「一人」の下に「以上」を加え、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、看護職員を配置しなかつた場合であつても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第百四十一条の二第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第百四十四条中「第五十五条」の下に、「第五十六条の二の二」を、「第五十六条の十一まで」の下に「（第五十六条の九第二項を除く。）」を加え、「第五十六条の四」を「第五十六条の二の二第二項及び第五十六条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、同項中」に改め、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と」を削り、「第百二十二条の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百五十五条第六項第二号中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同項第三号後段を削る。

第百五十九条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短

期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百五十九条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百六十六条の三中「第五十五条」の下に、「第五十六条の二の二」を、「第五十六条の十一まで」の下に「（第五十六条の九第二項を除く。）」を加え、「第五十六条の四」を「第五十六条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）と、第五十六条の四第一項中」に、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）を「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」に改め、「第百二十二条の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百七十三条中「第五十五条」の下に、「第五十六条の二の二」を加え、「第五十六条の七まで、第五十六条の八（第五項及び第六項を除く。）」、第五十六条の九から第五十六条の十一まで」を「第五十六条の十一まで（第五十六条の八第五項及び第六項並びに第五十六条の九第二項を除く。）」に、「第五十六条の四」中「第五十六条」とあるのは「第百七十三条において準用する第百四十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」を「第五十六条の二の二第二項及び第五十六条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第五十六条の四第一項中「第五十六条」とあるのは「第百七十三条において準用する第百四十条」に改め、「第百二十二条の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百八十三条中「第五十五条」の下に、「第五十六条の二の二」を、「第五十六条の十一まで」の下に「（第五十六条の九第二項を除く。）」を加え、「第五十六条の四」を「第五十六条の二の二第二項及び第五十六条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五十六条の四第一項中」に改め、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」

と、」を削り、「第二百二十二条の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。
 第九十六条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九十六条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百五条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
 第二百五条に次の一項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第九十九条中「第五十五条まで」の下に「、第五十六条の二の二」を、「第五十六条の十一まで」の下に「（第五十六条の九第二項を除く。）」を加え、「及び第五十六条の四」を、「第五十六条の二の二第二項及び第五十六条の四第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第二百三十六条中「第五十五条まで」の下に「、第五十六条の二の二」を、「第五十六条の十一まで」の下に「（第五十六条の九第二項を除く。）」を、「第五十四条」の下に「及び第五十六条の二の二第二項」を加え、「第五十六条の四中」を「第五十六条の四第一項中」に改める。

第二百四十七条に次の一項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第二百四十八条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百五十条中「第五十五条」の下に「、第五十六条の二の二」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に改め、「第二百四十四条」と、「」の下に「同条及び第五十六条の二の二第二項中」を、「サービスの利用」と、「」の下に「同条及び第五十六条の二の二第二項中」を、「サービスの利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを加える。

第二百五十五条中「第五十六条の五から第五十六条の七まで、第五十六条の八（第五項及び第六項を除く。）」、第五十六条の九から第五十六条の十一まで（第五十六条の八第五項及び第六項を除く。）」に、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に改め、「第二百四十四条」と、「」の下に「同条及び第五十六条の二の二第二項中」を、「サービスの利用」との下に「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを加える。

第二百六十四条中「第五十五条」の下に「、第五十六条の二の二」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に改め、「第二百四十四条」と、「」の下に「同条及び第五十六条の二の二第二項中」を、「サービスの利用」との下に「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」とを加える。

第二百六十八条を第二百六十九条とし、第十四章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第二百六十八条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第五十二条の五第一項（第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第二百二十五条、第二百四十四条（第六十一条において準用する場合を含む。）、第六十六条の三、第七十三条、

第百八十三条（第百九十八条において準用する場合を含む。）、第百二十九条、第二百三十六条、第二百五十条、第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。）及び第百三十一条第一項（第百三十六条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

第三条（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

例第五十二号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三十一条」の下に「第三十二条」を加える。

第三条第四項中「行わなければ」を「行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第九条第四項を次のように改める。

4 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たつて地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第十三条第十二項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第二十三条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十三条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を

超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第二十三条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十三条の二 養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第二十九条の二 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十一条を第三十二条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録）

第三十一条 養護老人ホーム及び職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条」の下に「第五十七条」を加える。

第四条第四項中「行わなければ」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たつては、法第

百十八条の二第二項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項ただし書中「規則で定める介護職員及び看護職員を除き」を削る。

第十七条第六項中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第二十二條の次に次の二條を加える。

（栄養管理）

第二十二條の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第二十二條の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九條第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十九條の次に次の一項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第二十九條の二 指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早

期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十一條第四項を次のように改める。

4 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第三十四條の次に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十條の次に次の一項を加える。

（虐待の防止）

第四十條の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十五條第三項中「行わなければならない」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たつては、法百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十六條第二項第二号中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第五十三條第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を

受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十三条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十五条中「第二十七条まで」の下に、「第二十九条の二」を加える。

第五十六条を第五十七条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十六条 指定介護老人福祉施設及び従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第十条第一項(第五十五条において準用する場合を含む。))及び第十三条第一項(第五十五条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及び従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」の下に「第五十六条」を加える。

第三条第四項中「行わなければ」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に

行うよう努めなければならない。

第四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項ただし書中「規則で定める介護職員を除き」を削り、同条第六項及び第七項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第十七条第六項中「行う会議」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。」を加える。

第二十條の次に次の二條を加える。

(栄養管理)

第二十條の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十條の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九條第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十九條に次の一項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十九條の次に次の一條を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十九條の二 介護老人保健施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務

再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行い、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十一条第四項を次のように改める。

4 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第三十九条の次に次の一条を加える。
（虐待の防止）
第三十九条の二 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十四条第三項中「行わなければ」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五十二条第四項に後段として次のように加える。
その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止す

るための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第五十四条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十七条まで」の下に「、第二十九条の二」を加える。

第五十五条を第五十六条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。
（電磁的記録等）

第五十五条 介護老人保健施設及び従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設及び従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）
第六条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条」の下に「・第五十七条」を加える。
第三条第四項中「行わなければ」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 栄養士又は管理栄養士 療養病床が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第四条第三項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第四条第六項中「第一項第五号及び第三項第六号」を「第一項第六号及び第三項第七号」に改め、同条第七項ただし書中「、規則で定める介護職員を除き」を削り、同条第八項中「第一項第五号、第三項第六号」を「第一項第六号、第三項第七号」に改める。

第十八条第六項中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならぬ。）」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第二十条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第二十条の三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十八条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十八条に次の一項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第二十八条の二 指定介護療養型医療施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十条第四項を次のように改める。

4 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入院患者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第三十三条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十八条の二 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十三条第三項中「行わなければ」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たつては、法百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十四条第二項第二号中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第四十五条第二項第二号中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則として

おおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
第四十六号第二項第二号中「おおむね十人以下としなければならぬ」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第五十三号第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
第五十三条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十五条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十六条まで」の下に「第二十八条の二」を加える。

第五十六条を第五十七条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。
(電磁的記録等)

第五十六条 指定介護療養型医療施設及び従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（第十一条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）及び第十四条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができ

る。

2 指定介護療養型医療施設及び従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第六項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第七項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」の下に「第五十六条」を加える。

第三条第五項中「行わなければならない」を「行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第七条ただし書中「、規則で定める介護職員及び看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を除き」を削る。

第九条第四項を次のように改める。

4 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たつて地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第十二条第一項第四号中「看護職員」の下に「（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十五条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十五条に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第二十五条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十五条の二 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十二条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十五条第三項中「行わなければ」を「行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第三十七条第四項第二号中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第四十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場

において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十四条中「第二十四条まで」の下に「、第二十五条の二」を加える。
第四十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

第四十七条第九項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第四十九条第一項中「協議会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。))が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。」を加える。

第五十条中「及び第三十三条」を「から第三十三条まで」に改める。

第五十二条第四項第二号中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第五十四条中「第二十四条まで」の下に「、第二十五条の二」を加え、「、第三十三条」を「から第三十三条まで」に改める。

第五十五条を第五十六条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十五条 特別養護老人ホーム及び職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及び職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができる方法をいう。）によることができる。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条」の下に「・第四十五条」を加える。

第三条第四項中「行わなければ」を「行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第九条第四項を次のように改める。

4 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第二十五条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十五条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十五条の二 軽費老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研

修及び訓練を定期的に行なうなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十九条に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十四条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十四条の二 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十六条第四項中「行わなければ」を「行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第四十四条を第四十五条とし、第五章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第四十四条 軽費老人ホーム及び職員は、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及び職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができる方法）によることができる。

（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第九条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年大分県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」の下に「・第五十六条」を加える。

第三条第四項中「行わなければ」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項ただし書中「、規則で定める介護職員を除き」を削る。

第十七条第六項中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。」）を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第二十条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第二十条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十九条に次の一項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十九条の二 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十一条第四項を次のように改める。

4 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第三十四条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十九条の二 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十四条第三項中「行わなければ」を「行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十七条まで」の下に「第二十九条の二」を加える。

第五十五条を第五十六条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十五条 介護医療院及び従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている、又は想定されるもの(第十条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。))及び第十三条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護医療院及び従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができる方法)を用いることができる。

附則第二項及び第三項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅サービス基準条例」という。)(第四条第三項及び第四十条の二(新指定居宅サービス基準条例第四十三条の三、第

四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第一百零四条、第一百零六条、第一百三十六条、第一百四十七条、第一百六十九条(新指定居宅サービス基準条例第八十二条において準用する場合を含む。)、第一百八十二条の三、第一百八十九条、第二百五条(新指定居宅サービス基準条例第二百七条において準用する場合を含む。)、第二百三十八条、第二百四十九条、第二百六十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。)、第二条の規定による改正後の指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス基準条例」という。)(第四条第三項及び第五十六条の十の二(新指定介護予防サービス基準条例第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第二百二十五条、第四百四十四条(新指定介護予防サービス基準条例第六十一条において準用する場合を含む。))、第六百六十六条の三、第七百七十三条、第八百八十三条(新指定介護予防サービス基準条例第九十八条において準用する場合を含む。))、第二百二十九条、第二百三十六条、第二百五十条、第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。)、第三条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新養護老人ホーム基準条例」という。)(第三条第四項及び第二十九条の二、第四条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設設置基準を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設設置基準条例」という。)(第四十条の二(新指定介護老人福祉施設設置基準条例第五十五条において準用する場合を含む。))及び第四十五条第三項、第五十五条の規定による改正後の介護老人保健施設設置基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設設置基準条例」という。)(第三条第四項、第三十九条の二(新介護老人保健施設設置基準条例)及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設設置基準条例」という。)(第三条第四項、第三十九条の二(新介護老人保健施設設置基準条例)及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新指定介護療養型医療施設設置基準条例」という。)(第三条第四項、第三十八条の二(新指定介護療養型医療施設設置基準条例第五十五条において準用する場合を含む。))及び第四十三条第三項、第七條の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)(第三条第五項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。))、第三十二条の二(新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。))及び第三十五条第三項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))、第八条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)(第三条第四項、第三十四条の二

定介護予防サービス基準条例第二百三十六条において準用する場合を含む。)、新介護老人ホーム基準条例第二十三条第三項、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十九条第三項及び第五十三条第四項、新介護老人保健施設基準条例第二十九条第三項及び第五十二条第四項、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十八条第三項及び第五十三条第四項、新特別介護老人ホーム基準条例第二十五条第三項(新特別介護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。))及び第四十二条第四項(新特別介護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))、新軽費老人ホーム基準条例第二十五条第三項(新軽費老人ホーム基準条例第四十三条において準用する場合を含む。))並びに新介護医療院基準条例第二十九条第三項及び第五十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

6 施行日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十六条第二項第二号の規定に基づき入所定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準条例第五条第一項第三号イ及び第五十三条第二項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

7 前項の規定は、新指定居宅サービス基準条例第七十二条第六項第二号、新指定介護予防サービス基準条例第一百五十五条第六項第二号、新指定介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第二号、第四十五条第二項第二号及び第四十六条第二項第二号並びに新特別介護老人ホーム基準条例第三十七条第四項第二号及び第五十二条第四項第二号の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

新指定介護予防サービス	入所定員	利用定員
	第五十三条第二項	第八十条第二項
新指定居宅サービス基準条例第七十二条第六項第二号	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準条例第五号第一項第三号イ	新指定居宅サービス基準条例第四十九条第一項第三号

ス基準条例第一百五十五条第六項第二号
 新指定介護老人福祉施設基準条例第五号第一項第三号イ
 第五十三条第二項
 入所定員
 新指定介護老人福祉施設基準条例第五号第一項第三号イ
 新指定介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第二号、第四十五条第二項第二号及び第四十六条第二項第二号
 入所定員
 新指定介護老人福祉施設基準条例第五号第一項第三号イ
 新指定介護老人福祉施設基準条例第十二条第四項第二号
 及び第五十三条第二項
 並びに第五十三条第二項
 入居定員
 新特別介護老人ホーム基準条例第三十七条第四項第二号
 新指定介護老人福祉施設基準条例第五号第一項第三号イ
 第五十三条第二項
 第四十二条第二項(第五十四条において準用する場合を含む。)

8 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含む、施行日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この項において「居室等」という。)であつて、第一条の規定による改正前の指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第七十二条第六項第三号(後段に係る部分に限る。))、第二条の規定による改正前の指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第一百五十五条第六項第二号(後段に係る部分に限る。))、第四条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十六条第二項第三号、第六条の規定による改正前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十四条第二項第三号並びに第七条の規定による改正前の特別介護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例第三十七条第四項第四号及び第五十二条第四

新特別介護老人ホーム基準条例第三十七条第四項第二号	新指定介護老人福祉施設基準条例第五号第一項第三号イ	第五十三条第二項	第四十二条第二項(第五十四条において準用する場合を含む。)
---------------------------	---------------------------	----------	-------------------------------

項第四号口に掲げる基準を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

9 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十二條の二(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五條において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第二十條の二(新介護老人保健施設基準条例第五十四條において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十條の二(新指定介護療養型医療施設基準条例第五十五條において準用する場合を含む。)、及び新介護医療院基準条例第二十條の二(新介護医療院基準条例第五十四條において準用する場合を含む。)(口腔衛生の管理に係る経過措置)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

10 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十二條の三(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五條において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第二十條の三(新介護老人保健施設基準条例第五十四條において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十條の三(新指定介護療養型医療施設基準条例第五十五條において準用する場合を含む。)、及び新介護医療院基準条例第二十條の三(新介護医療院基準条例第五十四條において準用する場合を含む。)(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

11 施行日から起算して六月を経過する日までの間、新養護老人ホーム基準条例第二十九條第一項、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十條第一項(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五條において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第三十九條第一項(新介護老人保健施設基準条例第五十四條において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第三十八條第一項(新指定介護療養型医療施設基準条例第五十五條において準用する場合を含む。)、新特別養護老人ホーム基準条例第三十二條第一項(新特別養護老人ホーム基準条例第四十四條、第五十條及び第五十四條において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第三十四條第一項(新軽費老人ホーム基準条例第四十三條において準用する場合を含む。)、及び新介護医療院基準条例第三十九條第一項(新介護医療院基準条例第五十四條において準用する場合を含む。)(講話)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるとともに、当該措置を適切に実施するための担当者を置くよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

12 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新養護老人ホーム基準条例第二十四條第二項、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十二條第二項(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五條において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第三十二條第二項(新介護老人保健施設基準条例第五十四條において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第三十一條第二項(新指定介護療養型医療施設基準条例第五十五條において準用する場合を含む。)、新特別養護老人ホーム基準条例第二十七條第二項(新特別養護老人ホーム基準条例第四十四條、第五十條及び第五十四條において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準条例第二十七條第二項(新軽費老人ホーム基準条例第四十三條において準用する場合を含む。)(講話)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければ」とする。

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

大分県条例第八号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に

関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

第一条 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三十一条中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

第三十三条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当

な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十三条の二 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十四条に次の一項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

二 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第三十五条に次の一項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第三十五条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束そ

の他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第四十条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第四十四条及び第四十四条の四中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

第四十九条中「第三十二条」の下に、「第三十五条の二」を加え、「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

第六十条第五項中「いう」の下に「。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」を加える。

第六十六条中「第七十三条」を「第七十三条第一項」に改める。

第六十九条に次の一項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当

な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十一条第四項を次のように改める。

4 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における利用者等の安全確保のための協力的体制を確立するよう努めなければならない。

第七十二条第二項中「指定療養介護事業者は、」の下に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第七十三条に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第七十四条を次のように改める。

第七十四条 削除

第七十七条中「第三十六条、第三十七条第一項」を「第三十三条の二、第三十五条の二から第三十七条（第二項を除く。）まで」に、「第四十条」を「第四十条の二」に改める。

第八十六条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第九十三条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十三条の三第一項に規定する指定就労定着支援

事業者との連絡調整に努めなければならない。

第九十条中「第九十三条」を「第九十三条第一項」に改める。

第九十一条第二項中「指定生活介護事業者は、」の下に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第九十三条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第九十四条中「第三十六条」を「第三十三条の二、第三十五条の二」に、「及び第七十四条から第七十六条まで」を「第七十五条及び第七十六条」に改める。

第九十四条の五中「第三十六条」を「第三十三条の二、第三十五条の二」に、「第七十四条から第七十六条まで」を「第七十五条、第七十六条」に、「第九十三条」を「第九十三条第一項」に改める。

第九十九条及び第九十条の四中「第三十六条」を「第三十三条の二、第三十五条の二」に改め、「第七十四条」を削り、「第九十三条中」を「第九十三条第一項中」に改める。

第二百二十二条中「第三十四条」を「第三十三条（第一項及び第二項を除く。）」に改める。

第四百四十八条及び第四百四十八条の四中「第三十六条」を「第三十三条の二、第三十五条の二」に、「第七十四条から第七十六条まで」を「第七十五条、第七十六条」に、「第九十三条」を「第九十三条第一項」に、「第九十三条中」を「第九十三条第一項中」に改める。

第五百五十八条及び第五百五十八条の四中「第三十六条」を「第三十三条の二、第三十五条

の二」に改め、「第七十四条」を削り、「第九十三条」を「第九十三条第一項」に、「第九十三条中」を「第九十三条第一項中」に改める。

第六十二条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第六十三条第二項中「第四項まで及び第六項」を「第五項まで」に改める。

第六十九条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が第九十九条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十九条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第七十一条中「第三十六条」を「第三十三条の二、第三十五条の二」に、「第七十四条から第七十六条まで」を「第七十五条、第七十六条」に、「第九十三条」を「第九十三条第一項」に、「第九十三条中」を「第九十三条第一項中」に改める。

第八十二条に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第九十九条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十九条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十三条の二の次に次の一条を加える。
(運営状況等に関する事項の評価等)

第八十三条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として規則で定めるものについて、規則で定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第八十四条中「第三十六条」を「第三十三条の二、第三十五条の二」に、「第七十四条から第七十六条まで」を「第七十五条、第七十六条」に、「第四百四十六条及び第七十七条」を「及び第四百四十六条」に、「第九十三条中」を「第九十三条第一項中」に改める。

第八十九条中「第三十六条」を「第三十三条の二、第三十五条の二」に、「第七十四条から第七十六条まで」を「第七十五条、第七十六条」に、「第九十三条」を「第九十三条第一項」に、「第九十三条中」を「第九十三条第一項中」に改める。

第九十三条中「第三十六条」を「第三十三条の二、第三十五条の二」に、「第七十四

条から第七十六条まで」を「第七十五条、第七十六条」に、「第九十三条中」を「第九十三条第一項中」に改める。

第九十三条の八の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第二項中「対面」の下に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第九十三条の十二及び第九十九条の二十中「第三十三条から」の下に「第三十五条まで、第三十六条から」を加える。

第九十五条第三項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第九十九条に次の一項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百条中「第三十六条」を「第三十三条の二、第三十五条の二」に、「第七十四条から第七十六条まで」を「第七十五条、第七十六条」に、「第九十三条」を「第九十三条第一項中」に改める。

第二百条の四第四項及び第五項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第二百条の十一中「第三十六条」を「第三十三条の二、第三十五条の二」に、「第七十四条から第七十六条まで」を「第七十五条、第七十六条」に、「第九十三条中」を「第九十三条第一項中」に改める。

第二百条の十四第三項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第二百条の二十一に次の一項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百条の二十二中「第三十六条」を「第三十三条の二、第三十五条の二」に、「第七十四条から第七十六条まで」を「第七十五条、第七十六条」に、「第九十三条中」を「第九十三条第一項中」に改める。

第二百一条第一項中「及び第五項」を削り、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改める。

第二百九条第一項中「第三十六条」を「第三十三条の二、第三十五条の二」に、「第六十条」を「から第六十一条まで」に、「第七十六条、第八十二条、第九十条及び第九十三条」を「第七十五条、第七十六条、第八十二条及び第八十七条から第九十三条まで」に、「第九十三条中」を「第八十九条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十三条第一項中」に、「第二百九条第二項から第五項まで」を「第二百九条第一項」に改め、同条第二項中「第六十一条、第七十四条、第七十五条、」を削り、「から第八十九条まで、第九十一条及び第九十二条」を「及び第八十六条」に改め、「第七十四条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と」及び「第八十七条第四項及び第九十一条第二項」を削り、同条第三項中「第六十一条、第七十四条、第七十五条、第八十七条から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条、」及び「第七十四条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第八十七条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第五項中「第六十一条、第七十四条、第七十五条、」及び「第八十七条から第八十九条まで、第九十一条、第九十二条」及び「第七十四条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第八十七条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削る。

附則第十七項及び第十八項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第一項第四号中二を削り、ホをニとする。
第七条第一項中「及びニ」を削り、同条第二項中「ロ(2)及びホ」を「ロ(2)及びニ」に改める。

第二十七条第五項中「いう」の下に「。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」を加える。

第三十五条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準条例第九十三条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第一項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス基準条例第九十三条の三に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に規定する支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四十五条中「第五十一条」を「第五十一条第一項」に改める。

第四十六条に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第四十六条の二 指定障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必

要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十八条第四項を次のように改める。

4 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第四十九条第二項中「指定障害者支援施設は、」の下に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第五十一条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十二条(見出しを含む。)中「身体拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第五十八条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第五十八条の二 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八条第四項を次のように改める。

4 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第十七条第五項中「いう」の下に「。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」を加える。

第二十四条に次の一項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十四条の二 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため

の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十六条第二項中「療養介護事業者は、」の下に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第二十七条（見出しを含む。）中「身体拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第三十一条の次に次の一条を加える。
（虐待の防止）

第三十一条の二 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

令和三年三月三十日

開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十四条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十二号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第百九十三条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス基準条例第百九十三条の三に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第四十八条第二項中「生活介護事業者は、」の下に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第六十三条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第六十四条第二項中「第五項まで及び第七項」を「第六項まで」に改める。

第六十七条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

大分県報号外（条例）

三二

第七十一条の二の次に次の一条を加える。

（運営状況等に関する事項の評価等）

第七十一条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に關し必要な事項として規則で定めるものについて、規則で定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第八十二条に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十九条第一項中「及び第六項」を削り、同条第二項中「第七項」を「第六項」に改める。

（地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第四項を次のように改める。

4 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第十四条の次に次の一条を加える。

（勤務体制の確保等）

第十四条の二 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において

行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十五条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十五条の二 地域活動支援センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十六条第二項中「地域活動支援センターは、」の下に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（第十九条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

二 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第十九条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第十九条の二 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合

において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条第四項を次のように改める。

4 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第十二条の二 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十三条の二 福祉ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十四条第二項中「福祉ホームは、」の下に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(第十七条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。

二 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第十七条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十七条の二 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第七条第四項を次のように改める。

4 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第十一条第一項第五号中二を削り、ホを二とする。
第十二条第一項中「及びニ」を削り、同条第二項中「ロ(2)及びホ」を「ロ(2)及びニ」に改める。

第十九条第五項中「いう」の下に「。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする」を加える。

第二十七条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援（指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十二号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第九十三条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第一項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス基準条例第九十三条の三に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に規定する支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第三十六条に次の一項を加える。
4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。
（業務継続計画の策定等）

第三十六条の二 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に

従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十八条第二項中「障害者支援施設は、」の下に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第四十条（見出しを含む。）中「身体的拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十四条の次に次の一条を加える。
（虐待の防止）

第四十四条の二 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
一 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合におい

て、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

(指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第七条 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条第一項第一号中「、保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)、若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」を「又は保育士」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「指定児童発達支援事業所において」を「指定児童発達支援事業所において、」に、「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「同じ。」を「」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。))を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。))を、それぞれ」を加え、後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。))において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第七十三条において同じ。))のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第四十八条の三第一項に規

定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第七十三条において同じ。))を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。))において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第七十三条において同じ。))のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第七十三条において同じ。))を行う場合

第六条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項第一号の」を「第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二号中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。))」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第七十三条において「機能訓練担当職員等」という。))を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第七条第二項中「日常生活」を「、日常生活」に、「機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。))において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の

登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第七条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項及び第三項」に改め、「その数を」の下に「第一項第二号イの」を加え、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならぬ。

第七条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「次の各号に掲げる従業者」の下に「(第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号に掲げる看護職員を除く。)」を、「その数を」の下に「第一項第二号イの」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第二十八条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。

第三十七条中「第四十三条」を「第四十三条第一項」に改める。

第三十八条に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十八条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに

に、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十条第四項を次のように改める。

4 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第四十一条第二項中「指定児童発達支援事業者は、」の下に「当該」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項の次に次の各号を加える。

一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第四十三条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十四条の見出し中「身体拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条第一項中「次項」を「以下この条」に、「身体拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条第二項中「身体拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
第四十五条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第五十一条第二項中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加える。

第五十六条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第三項を削る。

第七十一条中「及び第五十四条から第五十五条まで」を「、第五十四条及び第五十五条」に、「第四十三条中」を「第四十三条第一項中」に改める。

第七十三条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「日常生活」を「、日常生活」に、「機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行

為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第七十三条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項第一号」を「第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第七十九条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第三項を削る。

第八十一条の三第二項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)」若しくは大学院においてに改め、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第八十一条の九中「第三十八条」の下に「、第三十八条の二」を加える。

第八十九条中「第三十八条」の下に「、第三十八条の二」を加え、「第四十三条中」を「第四十三条第一項中」に改める。

第九十条第一項中「、第二項及び第四項」を「から第三項まで及び第五項」に、「第七條、」を「第七條(第三項及び第六項を除く。)、」に、「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」を「多機能型事業所」と、同条第三項及び第五項中「指定児童発達支援」に改め、「、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と」を削り、「第三項中「指定児童発達支援事業所」を「第四項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第四項中「指定児童発達支援事業所」を「同条第五項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四項」を「同条第三項及び第五項」に改め、同条第二項中「第六條第五項及び第七十三條第五項」を「第六條第六項及び第七十三條第六項」に改める。

附則第三項中「第三項第一号」を「第四項第一号」に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八條 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例

第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「と非常災害」を「の非常災害対策」に改め、同条第一項中「児童福祉施設」の下に「(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、第十三条の二及び第十四条第三項において「障害児入所施設等」という。)を除く。第十四条第二項において同じ。)」を加え、「並び」を「並びに」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

(障害児入所施設等の非常災害対策)

第七条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを職員に周知しなければならない。

2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的計画並びに通報体制及び連携体制は、施設内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

5 障害児入所施設等は、災害時に他の施設等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十三条の二 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができるものとする。

二 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第三十条第四項、第四十条第三項及び第六十二条第四項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第七十三条第三項中「四・三」を「四」に改め、同条第十一項中「、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人」を「おおむね児童の数を四で除して得た数」に改め、同条第十五項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第八十七条第一項中「、機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「同じ。」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項ただし書中「児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員」を「次に掲げる施設又は場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改め、同項に次の各号を加える。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士

二 調理業務の全部を委託する施設 調理員

三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一

環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

第八十七条第二項中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に、「する」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第六項中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第七項中「第一項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員」に改める。

第九十七条第三項及び第百五条第四項中「同じ。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「研究科」を加える。

附則第十五項中「言語聴覚士及び」を「言語聴覚士、」に、「同じ。」及び「を」を「同じ。」に改める。

（指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第九条 指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第一項第三号イ(1)中「四・三」を「四」に改め、同号イ(2)中「障害児である乳児又は幼児（次条第三項第三号及び第五十三条第一項第二号において「乳幼児」という。）の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数」を「障害児の数を四で除して得た数」に、「当該合計数」を「当該数」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこ

れと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第六条第三項第三号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（第五十三条第一項第二号において「乳幼児」という。）」に改める。

第二十二條第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。

第三十四条中「第四十条」を「第四十条第一項」に改める。

第三十五条に次の一項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十五条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十五条の二 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なう必要がある。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十七条第四項を次のように改める。

4 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて地域の自主防災組織及び近隣住民の参加が得られるよう連携するなど、災害時における利用者等の安全確保のための協力体制を確立するよう努めなければならない。

第三十八条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第四十条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十一条の見出し中「身体拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条第一項中「次項」を「以下この条」に、「身体拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条第二項中「身体拘束等」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第四十二条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。

二 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第五十八条中「第四十条中」を「第四十条第一項中」に改める。

(指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十條 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成三十年大分県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

(指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十一條 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成三十年大分県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)(第四条第三項及び第四十条の二(新指定障害福祉サービス基準条例第四十条、第四十四条の四、第四十九条、第七十七条、第九十四条の五、第九百九条、第九百九条の四、第二百二十二条、第四百四十八条、第四百五十八條、第四百五十八條の四、第四百七十一条、第四百八十四条、第四百八十九条、第四百九十三条、第四百九十三条の十二、第四百九十三条の二十、第二百条、第二百条の十一、第二百条の二十二及び第二百九条第一項において準用する場合を含む。)、第二条の規定による改正後の指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。)(第四条第三項及び第五十八条の二、第三条の規定による改正後の障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新障害福祉サービス基準条例」という。)(第三条第三項及び第三十一条の二(新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)、第四条の規定による改正後の地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域活動支援センター基準条例」という。)(第三条第四項及び第十九条の二、第五条の規定による改正後の福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新福祉ホーム基準条例」とい

う。)第三条第四項及び第十七条の二、第六条の規定による改正後の障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新障害者支援施設基準条例」という。)

第三条第三項及び第四十四条の二、第七条の規定による改正後の指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定通所支援事業基準条例」という。)

第四条第四項及び第四十五条第二項(新指定通所支援事業基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八條の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。)

並びに第九条の規定による改正後の指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害児入所施設基準条例」という。)

第四条第四項及び第四十二条第二項(新指定障害児入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。)

の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第三十三条の二(新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条、第四十四条の四、第四十九条、第七十七条、第九十四条、第九十四条の五、第九十九条、第九十九条の四、第二百二十二条、第四百八条、第四百八条の四、第五百八条、第五百八条の四、第七十一条、第一百八十四条、第一百八十九条、第九十三条、第九十三条の二、第九十三条の二十、第二百百条、第二百百条の十一、第二百百条の二十二及び第二百百九条第一項において準用する場合を含む。)

、新指定障害者支援施設基準条例第四十六条の二、新障害福祉サービス基準条例第二十四条の二(新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十条の二、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)

、新地域活動支援センター基準条例第十五条の二、新福祉ホーム基準条例第十三条の二、新障害者支援施設基準条例第三十六条の二、新指定通所支援事業基準条例第三十八条の二(新指定通所支援事業基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八條の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。)

、第八十条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新児童福祉施設基準条例」という。)

第十三条の二及び新指定障害児入所施設基準条例第三十五条の二(新指定障害児入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。)

の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条第三項(新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条、第四十四条の四、第四十九条、第二百二十二条、第九十三条の十二及び第九十三条の二十において準用する場合を含む。)

、第七十二条第二項及び第九十一条第二項(新指定障害福祉サービス基準条例第九十四条の五、第九十九条、第九十九条の四、第四百八条、第四百八条の四、第五百八条、第五百八条の四、第七十一条、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条、第九十三条、第二百百条、第二百百条の十一、第二百百条の二十二及び第二百百九条第一項において準用する場合を含む。)

、新指定障害者支援施設基準条例第四十九条第二項、新障害福祉サービス基準条例第二十六条第二項及び第四十八条第二項(新障害福祉サービス基準条例第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)

、新地域活動支援センター基準条例第十六条第二項、新福祉ホーム基準条例第十四条第二項、新障害者支援施設基準条例第三十八条第二項、新指定通所支援事業基準条例第四十一条第二項(新指定通所支援事業基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八條の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。)

、新児童福祉施設基準条例第十四条第三項並びに新指定障害児入所施設基準条例第三十八条第二項(新指定障害児入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。)

の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第三十五条の二第三項(新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条、第四十四条の四、第七十七条、第九十四条、第九十四条の五、第九十九条、第九十九条の四、第二百二十二条、第四百八条、第四百八条の四、第五百八条、第五百八条の四、第七十一条、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条、第九十三条、第二百百条、第二百百条の十一、第二百百条の二十二及び第二百百九条第一項において準用する場合を含む。)

、新指定障害者支援施設基準条例第五十二条第三項、新障害福祉サービス基準条例第二十七条第三項(新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)

、新障害者支援施設基準条例第四十条第三項、新指定通所支援事業基準条例第四十四条第三項(新指定通所支援事業基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八條の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。)

及び新指定障害児入所施設基準条例第四十一条第三項

(新指定障害児入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(指定児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数に係る経過措置)

6 この条例の施行の際現に指定を受けている第七十条の規定による改正前の指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧指定通所支援事業基準条例」という。)第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者(次項及び附則第八項において「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新指定通所支援事業基準条例第六条第一項及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援事業基準条例第六条第三項及び第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第三項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)(若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))と、同条第七項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。

8 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援事業基準条例第七條第六項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(基準該当児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数に係る経過措置)

9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援事業基準条例第五十六条第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。)については、新指定通所支援事業基準条例第五十六条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援事業基準条例第五十六条第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

(指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者の員数に係る経過措置)

11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援事業基準条例第七十三条第一

項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次項及び附則第十三項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指定通所支援事業基準条例第七十三条第一項及び第六項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援事業基準条例第七十三条第三項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援事業基準条例第七十三条第七項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。

(基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者の員数に係る経過措置)

14 この条例の施行の際現に旧指定通所支援事業基準条例第七十九条第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指定通所支援事業基準条例第七十九条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援事業基準条例第七十九条第三項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

(主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の職員に係る経過措置)

16 この条例の施行の際現に存する第八条の規定による改正前の児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例(次項及び附則第十八項において「旧児童福祉施設基準条例」という。)(第七十二条第一項第二号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新児童福祉施設基準条例第七十三条第三項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の職員に係る経過措置)

17 この条例の施行の際現に存する旧児童福祉施設基準条例第七十三条第九項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新児童福祉施設基準条例第七十三条第十一項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(福祉型児童発達支援センターの職員に係る経過措置)

18 この条例の施行の際現に存する旧児童福祉施設基準条例第八十七条第一項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新児童福祉施設基準条例第八十七条第二項の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。
(主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者の員数に係る経過措置)

19 この条例の施行の際現に指定を受けている第九条の規定による改正前の指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(次項において「旧指定障害児入所施設基準条例」という。)第五条第一項第三号イ(1)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定障害児入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(1)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
(主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者の員数に係る経過措置)

20 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定障害児入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(2)に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定障害児入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(2)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

~~~~~  
特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和三年三月三十日

大分県知事 大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県条例第九号 特定非営利活動促進法施行条例等の一部を改正する条例

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)  
第一条 特定非営利活動促進法施行条例(平成十年大分県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。  
第十四条第一項中「第十四条」の下に「(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加え、「並びに第五十四条第一項から第三項まで(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む)」を、「第五十四条第一項(法第六十二条(法第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準

用する場合を含む。))並びに第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ)」に改め、同条第二項中「(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)」を削り、同条第三項中「第五十二条第四項及び」を「(法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。))並びに第五十二条第四項及び第五項並びに」に、「法第五十二条第四項及び第五十四条第四項」を「これら」に改める。  
(指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第二条 指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例(平成二十四年大分県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三十七条の二第三項」を「第三十七条の二第十二項」に改める。  
第四条第一項第二号口中「三千円」の下に「(特定非営利活動促進法施行令(平成二十三年政令第三百十九号)第二条第一項ただし書に規定する場合は、同項ただし書に規定する金額)」を加え、同項第六号中「これ」を「当該書類(イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)」に改める。

第五条中「第三十七条の二第三項」を「第三十七条の二第十二項」に改める。  
第十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第十三条第一項中「書類」の下に「(同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。  
第十九条第二項第五号中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

附則

(施行期日)  
1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和二年法律第七十二号)の施行の日から施行する。ただし、第二条中指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例(以下「指定条例」という。)第三条第一項、第四条第一項第二号口及び第五条

の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例の施行前に指定条例第三条第一項の指定の申出又は指定条例第十五条第一項の規定による合併の届出をした者の当該申出に係る指定の基準又は当該届出に係る確認の基準については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の指定条例(以下「新指定条例」という。)第十三条第一項の規定は、新指定条例第二条に規定する指定特定非営利活動法人(以下「指定特定非営利活動法人」という。)がこの条例の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、指定特定非営利活動法人が同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十号

**食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例等の一部を改正する等の条例**

(食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例の一部改正)

第一条 食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例(平成十一年大分県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第五十一条」を「第五十四条」に改める。

別表を次のように改める。

**別表(第二条関係)**

第一 共通基準

一 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。

二 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの(以下「食品等」という。)への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業者の経路の設定、同一区画を異なる

作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合は、この限りでない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。

三 施設の構造及び設備

イ じんあい、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ、昆虫等の侵入を防止できる設備を有すること。

ロ 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。

ハ 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒(以下「清掃等」という。)を容易にすることができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。

ニ 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあつては、床面は不浸透性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。

ホ 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることのできるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。

ヘ 水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第三条第二項に規定する水道事業、同条第六項に規定する専用水道若しくは同条第七項に規定する簡易専用水道により供給される水(以下「水道事業等により供給される水」という。)又はこれ以外の飲用に適する水(以下「飲用に適する水」という。)を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあつては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合にあつては、食品衛生上支障のない構造であること。

ト 法第十三条第一項の規定により別に定められた基準又は規格に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業におけるへの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できる旨の定めがある食品を取り扱う営業におけるへの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。

チ 従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は、洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。

リ 排水設備は、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。

(2) 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。

(3) 配管は、十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。

ヌ 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第十三条第一項の規定により別に定められた基準又は規格に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあつては、その定めに従い必要な設備を有すること。

ル 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を有すること。

ヲ 次に掲げる要件を満たす便所を従業者の数に応じて有すること。

(1) 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。

(2) 専用の流水式手洗い設備を有すること。

ワ 原材料の種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を有すること。

カ 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不透透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

コ 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。

ク 更衣場所は、従業者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に有すること。

ケ 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。

ク 添加物を使用する施設にあつては、それを専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。

#### 四 機械器具

イ 食品若しくは添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び点検をすることのできる構造であること。

ロ 作業に応じた機械器具等を備えること。

ハ 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なるものであること。

ニ 固定し、又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄をしやすい位置に有すること。組立式の機械器具等にあつては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能なる構造であること。

ホ 食品又は添加物を運搬する場合にあつては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。

ヘ 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。

ト 作業場の清掃等をするための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従業者が作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。

#### 五 その他

イ 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第三十五条第一号に規定する飲食店営業にあつては、第三号ヨの基準を適用しない。

ロ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。第二第一号(1)において同じ。）をする場合にあつては、イの規定によるほか、次に掲げる基準により営業をすることができる。

(1) 床面及び内壁にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不透透性材料以外の材料を使用することができる。

(2) 排水設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に有しないこととすることができる。

(3) 冷蔵又は冷凍設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することとすることができ  
る。

(4) 食品を取り扱う区域にあつては、従業者以外の者が容易に立ち入ることので  
きない構造であれば、区画されていることを要しないこととすることができ  
る。

ハ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする  
場合にあつては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。

ニ 令第三十五条第九号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はと  
たいを処理する場合にあつては、第三号ヲ、ワ及びタ並びに第四号ホの基準を適  
用しない。

ホ 令第三十五条第二十七号及び第二十八号に掲げる営業以外の営業で冷凍食品を  
製造する場合にあつては、第一号から第四号までに掲げる基準に加え、次に掲げ  
る要件を満たすこと。

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をする室又  
は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じ  
て区画されていること。

(2) 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(3) 製品の製造をする室又は場所に、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷  
及び冷却に必要な設備を有すること。

(4) 製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷  
凍室及び保管室を有すること。

ヘ 令第三十五条第三十号に掲げる営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合  
にあつては、第一号から第四号までに掲げる基準に加え、次に掲げる要件を満た  
す構造であること。

(1) 原材料の保管及び前処理又は調査並びに製品の製造及び保管をする室又は場  
所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とす  
る場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

(3) 製品の製造をする室又は場所に、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充  
填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

第二 業種別基準

一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、  
かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- (2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リッ  
トルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有するこ  
と。
- (3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リット  
ルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

二 令第三十五条第二号の調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包  
装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動  
的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な  
装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

イ ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影  
響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあつては、この限  
りでない。

ロ 床面は、清掃等が容易な不浸透性材料の材質であること。

三 令第三十五条第三号に規定する食肉販売業

イ 処理室を有すること。

ロ 処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有するこ  
と。

ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要  
する場合にあつては製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することのできる  
機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じた規模で有すること。

ニ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材  
料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏  
れない構造であり、蓋を備えること。

四 令第三十五条第四号に規定する魚介類販売業

イ 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有するこ  
と。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されているこ  
と。

ロ 原材料の処理をする室又は場所に鮮魚介類の処理に必要な設備等を有するこ  
と。

と。

ハ 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあつては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。

ニ かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 必要に応じて浄化設備を有すること。

(2) かきの前処理をする室又は場所に殺付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。

(3) かきの処理をする室又は場所にむき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

五 令第三十五条第五号に規定する魚介類競り売り営業

イ 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。

ロ 必要に応じて冷蔵又は冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。

ハ 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあつては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。

六 令第三十五条第六号に規定する集乳業

イ 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設である場合を除く。）を有すること。

ロ 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。

七 令第三十五条第七号に規定する乳処理業

イ 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をし、必要に応じて洗瓶をする室又は場所及び容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあつては貯蔵及び受入検査をする室又は場所、検査を外部委託する施設にあつては受入検査をする室又は場所を有することを要しない。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 生乳の処理をする室又は場所による過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

ハ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること（常温保存可能品のみを製造する施設である場合を除く。）。

ニ 生乳の検査をする室又は場所に生乳の検査をするために必要な設備を有すること。

と。

八 令第三十五条第八号に規定する特別牛乳搾取処理業

イ 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は場所並びに牛体洗浄設備並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設である場合を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 生乳の処理をする室又は場所による過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。なお、生乳の殺菌をする場合にあつては、自記温度計を付けた殺菌設備を有すること。

ハ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。

九 令第三十五条第九号に規定する食肉処理業

イ 原材料の荷受及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不透水性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えること。

ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を処理量に応じて有すること。

ニ 処理室に解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

ホ 生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) とさつ放血室（とさつ及び放血をする場合に限る。）及び剥皮をする場所並びに剥皮前のとたいの洗浄をする設備を有すること。また、必要に応じて懸ちよう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。

(2) 剥皮をする場所に懸ちよう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒設備を有すること。

(3) 懸ちよう室は、他の作業場から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。

(4) 洗浄消毒設備は、摂氏六十度以上の温湯及び摂氏八十三度以上の熱湯を供給することのできる設備を有すること。また、供給する温湯及び熱湯の温度を確保できる温度計を備えること。

へ 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 処理室は、他の作業場から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等が密閉できる構造であること。

(2) 計画処理頭数(一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。)に応じ、水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。なお、シカ又はイノシシを処理する場合にあっては、成獣一頭当たり約百リットルの水を供給することのできる貯水設備を有すること。

(3) 排水の貯留設備を有すること。貯留設備は、不透水性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えること。

(4) 車外において剥皮をする場合にあっては、処理する場所を処理室の入口に隣接して有し、風雨、じんあい等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を有すること。

ト 血液を加工する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室並びに冷蔵又は冷凍設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあっては、運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。なお、各室又は設備は、作業区分に応じ区画されていること。

(2) 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。

(3) 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。

十 令第三十五条第十号に規定する食品の放射線照射業

イ 専用の照射室を有すること。

ロ 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。

ハ 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。

十一 令第三十五条第十一号に規定する菓子製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所に、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ニ シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあっては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

十二 令第三十五条第十二号に規定するアイスクリーム類製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備(生乳を使用しない施設を除く。)及び受入検査設備(検査を外部委託する施設を除く。)を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所における過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。

十三 令第三十五条第十三号に規定する乳製品製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備(生乳を使用しない施設である場合を除く。)及び受入検査設備(検査を外部委託する施設である場合を除く。)を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所に、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離するための設備を有すること。

十四 令第三十五条第十四号に規定する清涼飲料水製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造(ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあっては、製造に限る。)をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。



ロ 原材料の調査及び製品の製造をする室又は場所にあつては、調査、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。

十五 令第三十五条第十五号に規定する食肉製品製造業

イ 原材料の保管、前処理及び調査並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬け、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

十六 令第三十五条第十六号に規定する水産製品製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所に、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ハ 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて解凍、調査、加熱、殺菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等をするための設備を有すること。

ニ 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。

ホ 魚肉練り製品を製造する場合にあつては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に捕漬及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を有すること。

ヘ かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 必要に応じて浄化設備を有すること。

(2) かきの前処理をする室又は場所に殺付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。

(3) かきの処理をする室又は場所にむき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

十七 令第三十五条第十七号に規定する氷雪製造業

製品の製造及び保管をし、必要に応じて製品の調整及び包装をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

十八 令第三十五条第十八号に規定する液卵製造業

イ 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品を製造する室又は場所に、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏八度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。

十九 令第三十五条第十九号に規定する食用油脂製造業

イ 原材料の保管並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 食用油脂の製造をする室又は場所にあつては、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油及び調査に必要な設備を有すること。

ハ マーガリン又はショートニングの製造をする室又は場所にあつては、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。また、必要に応じて熟成室を有すること。

二十 令第三十五条第二十号に規定するみそ又はしょうゆ製造業

イ 製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、並びに製品の充填、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。また、充填及び包装をする室又は場所にあつては、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。

ロ しょうゆを製造する場合にあつては、必要に応じて圧搾、火入れ、調査、ろ過及び圧搾製成に必要な設備を有すること。

ハ みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあつては、調査、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

二十一 令第三十五条第二十一号に規定する酒類製造業

イ 製造する品目に応じて、製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留及び圧搾を含む。）をし、並びに製品の充填、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の充填及び包装をする室又は場所に、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立てをする設備を有すること。

ハ 製造する品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きょう、製麴、糖化、煮沸、発酵、蒸留、压榨、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。

二十二 令第三十五条第二十二号に規定する豆腐製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所に、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装するための設備を有すること。

ハ 無菌充填豆腐を製造する場合にあつては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を有すること。

ニ 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあつては、必要に応じて冷凍、乾燥、油調整をするための設備を有すること。

二十三 令第三十五条第二十三号に規定する納豆製造業

イ 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。

二十四 令第三十五条第二十四号に規定する麺類製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所にあつては、製造する品目に応じて、混練、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を有すること。

二十五 令第三十五条第二十五号に規定するそうざい製造業及び同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所に、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

二十六 令第三十五条第二十七号に規定する冷凍食品製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ハ 製品の製造をする室又は場所に、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

ニ 製品が摂氏零下十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

二十七 令第三十五条第二十九号に規定する漬物製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をする設備を有すること。

ハ 浅漬けを製造する場合にあつては、製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵設備を有すること。

二十八 令第三十五条第三十号に規定する密封包装食品製造業

イ 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ハ 製品の製造をする室又は場所に、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

二十九 令第三十五条第三十一号に規定する食品の小分け業

イ 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料及び製品の保管をする室又は場所に、必要に応じて冷蔵又は冷凍設備を有すること。

三十 令第三十五条第三十二号に規定する添加物製造業

イ 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要な設備を有すること。なお、添加物製剤を製造する場合にあっては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。

ハ 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であつて、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。

ニ 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあっては、添加物の製造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であつて、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第十三条第一項の基準及び規格に適合する場合は、この限りでない。

第三 生食用食肉又はふぐを取り扱う営業施設の基準

一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第三号に規定する食肉販売業、同条第九号に規定する食肉処理業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあっては、第一及び第二の基準に加え、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。

ロ 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。

ハ 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。

ニ 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏四度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては当該生食用食肉が摂氏零下十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍設備を有すること。

ホ 生食用食肉を加工する施設にあっては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。

二 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、同条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあっては、第一及び第二の基準に加え、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施設できる容器等を備えること。

ロ ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。

ハ ふぐを凍結する場合にあっては、ふぐを摂氏零下十八度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。

(大分県食の安全・安心推進条例の一部改正)

第二条 大分県食の安全・安心推進条例(平成十七年大分県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

第十三条及び第十四条 削除

第十五条第一項中「第二十条第一項の規定により届出を行った」を「食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例(平成十一年大分県条例第四十六号)別表の第三第二号に規定する基準を満たす」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十六条第三項中「第二十条第一項の規定に基づく届出を行わずに、ふぐを販売するために処理している」と認めるとき、又は「及び」「専任の」を削る。

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正  
条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項第二号中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

(大分県食品衛生条例の廃止)

第四条 大分県食品衛生条例(昭和二十九年大分県条例第六十号)は、廃止する。

(大分県食品行商取締条例の廃止)

第五条 大分県食品行商取締条例(昭和四十八年大分県条例第三十二号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。  
(食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第百二十三号)附則第二条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に係る第一条の規定による改正後の食品衛生法に基づく営業施設の基準を定める条例第二条に規定する営業施設の基準については、なお従前の例による。
- 3 (大分県食の安全・安心推進条例の一部改正に伴う経過措置)  
この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第二条の規定による改正前の大分県食の安全・安心推進条例(以下「旧安全・安心条例」という。)第十三条の規定に基づき知事に報告があった場合については、旧安全・安心条例第十四条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。  
(罰則に関する経過措置)
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)
- 5 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三の食品衛生許可等事務の項中

| 業種                              | 件数 | 金額      | 備考                                                       |
|---------------------------------|----|---------|----------------------------------------------------------|
| 飲食店営業                           | 一件 | 一七、〇〇〇円 | 更新の場合にあつては一五、〇〇〇円、季節的又は一時的営業で営業期間が四月未滿の場合にあつては三、三〇〇円とする。 |
| 喫茶店営業                           | 一件 | 一〇、二〇〇円 | 季節的又は一時的営業で営業期間が四月未滿の場合にあつては、三、三〇〇円とする。                  |
| 菓子製造業                           | 一件 | 一五、〇〇〇円 | 季節的又は一時的営業で営業期間が四月未滿の場合にあつては、三、三〇〇円とする。                  |
| あん類製造業                          | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| アイスクリーム類製造業                     | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 乳処理業                            | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 特別牛乳搾取処理業                       | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 乳製品製造業                          | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 集乳業                             | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 乳類販売業                           | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 食肉処理業                           | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 食肉販売業                           | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 食肉製品製造業                         | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 魚介類販売業                          | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 魚介類競り売り営業                       | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 魚肉練り製品製造業                       | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 食品の冷凍又は冷蔵業                      | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 食品の放射線照射業                       | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 清涼飲料水製造業                        | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 乳酸菌飲料製造業                        | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 水雪製造業                           | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 水雪販売業                           | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 食用油脂製造業                         | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| マーガリン又はショートニング製造業               | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| みそ製造業                           | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| しょうゆ製造業                         | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| ソース類製造業                         | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 酒類製造業                           | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 酒類製造業                           | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 豆腐製造業                           | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 納豆製造業                           | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| めん類製造業                          | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| そうざい製造業                         | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 缶詰又は瓶詰食品製造業                     | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 添加物製造業                          | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| つけもの製造業                         | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| こんにやく製造業                        | 一件 | 一五、〇〇〇円 |                                                          |
| 営業で営業期間が四月未滿の場合にあつては、三、三〇〇円とする。 |    |         |                                                          |













附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例による改正後の河川の流水占用料等の徴収に関する条例第三条第三項の規定は、この条例の施行の日以後の河川法(昭和三十九年法律第六十七号。以下「法」という。)第二十三条、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録に係る流水占用料等について適用し、同日前の当該許可又は登録に係る流水占用料等については、なお従前の例による。

大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十五号

大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例(平成九年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「一に」を「いずれかに」に、「寡婦又は寡夫」を「ひとり親」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十六号

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例(昭和三十二年大分県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「規定する勤務時間」の下に「又は第十三条の二の二の規定により割り振られた勤務時間」を加える。

第四条第一項中「第七項まで」の下に「又は第十三条の二の二第一項」を加える。

第十三条第七項中「の規定による」を「に規定する」に改め、「週休日」の下に「又は第十三条の二の二第一項の規定により割り振られた週休日」を、「前二項」の下に「若しくは第十三条の二の二第二項」を、「以下」の下に「この項において」を加える。

第十三条の二の二を第十三条の二の四とし、第十三条の二の次に次の二条を加える。

(一年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例)

第十三条の二の二 任命権者は、職員(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号。以下「給特法」という。))第二条第二項に規定する教育職員に限る。以下この条及び次条において「教育職員」という。)のうち、公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要がある者については、学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)第二十九条第一項の規定により任命権者が定める学校の夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日等の期間(次項において「長期休業期間等」という。)において当該教育職員の勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、第五条及び第十三条第一項から第六項までの規定にかかわらず、教育委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも一日の週休日を設け、対象期間(その期間を平均し一週間当たりの勤務時間が第十三条第一項から第四項までに規定する勤務時間となるよう週休日及び勤務時間を割り振る期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとし、長期休業期間等の一部又は全部を含むものとする。以下この条及び次条において同じ。)として定められた期間につき当該期間を平均し一週間当たりの勤務時間が第十三条第一項から第四項までに規定する勤務時間となるよう勤務時間を割り振らなければならない。

3 第一項の教育委員会規則においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 第一項の週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲
- 二 対象期間
- 三 対象期間の起算日
- 四 対象期間を定めることができる期間の範囲
- 五 特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。)
- 六 前号の特定期間の起算日
- 七 対象期間における勤務日(勤務時間を割り振る日をいう。以下この条において同じ。))及び当該勤務日ごとの勤務時間(次項の規定により対象期間を一箇月以上の期間

ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（次項及び第五項において「最初の期間」という。）における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間数）

4 任命権者は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めるに当たっては、対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分し、最初の期間における勤務日及び当該勤務日ごとの勤務時間並びに当該最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間数を割り振る方法によることができる。

5 任命権者は、前項に規定する方法により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、前項の規定による区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における勤務日の数及び総勤務時間数について、当該各期間の初日の少なくとも三十日前に、当該勤務日の数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日の割振りを定めるものとし、及び当該総勤務時間数を超えない範囲内において当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めるものとする。

6 任命権者は、第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、指針（給特法第七条に規定する指針をいう。次条第一項において同じ。）に定める措置を講ずるものとする。

（勤務することを要しない時間の指定）

第十三条の二の三 任命権者は、前条第一項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合であつて、対象期間中に、その対象となつた教育職員又は当該教育職員の所属する学校について、指針に定める措置を講ずることができなくなつた場合又は講ずることができなくなることが明らかとなつた場合には、当該措置を講ずることができなくなつた日又は講ずることができなくなることが明らかとなつた日以降において四週間を超えない期間につき一週間当たり第十三条第一項から第四項までに規定する勤務時間を超える勤務時間が割り振られた期間が定められているときには、当該教育職員に対して、前条第一項の規定により勤務時間が割り振られた当該期間内の日のうち祝日法による休日及び年末年始の休日並びに代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を教育委員会規則の定めるところにより勤務することを要しない時間として指定し、当該教育職員が当該期間において、当該指定された時間を除く勤務時間を一週間当たり第十三条第一項から第四項までに規定する勤務時間とするものとする。

2 前項の規定により勤務することを要しない時間を指定された教育職員は、当該時間において、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、前条第一項の規定により割り振られた

勤務時間においても勤務することを要しない。この場合において、指定された勤務することを要しない時間における勤務を義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年大分県条例第三十八号。以下「給特条例」という。）第七條第一項に規定する時間外勤務とみなす。

3 前項後段の指定された勤務することを要しない時間における勤務を教育職員に命ずる場合は、給特条例第七条第二項の業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

附則第三項中「第十三条の二の二」を「第十三条の二の四」に改める。

#### 附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。